

和歌山市狭あい道路拡幅整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狭あい道路を拡幅整備するための後退用地を舗装し、当該用地を通行に支障のない状態にするための整備に要する費用に対して補助金を交付することに関し、和歌山市補助金等交付規則（平成2年規則第27号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 狭あい道路 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなされる道をいう。
- (2) 後退用地 法第42条第2項の規定により狭あい道路の境界線とみなされる線と狭あい道路との間の部分の土地をいう。
- (3) すみ切り用地 狭あい道路が他の狭あい道路又は幅員6メートル未満の道路と同一平面で交差し、若しくは接続し、又は狭あい道路が屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）において角地の隅角をはさむ辺の交点を頂点とし、これらの辺を等辺とする底辺2メートルの二等辺三角形の部分の土地をいう。
- (4) 拡幅整備 後退用地及びすみ切り用地（以下「後退用地等」という。）を避難及び通行の安全上支障がないと市長が認める状態にすることをいう。
- (5) 建築主等 建築主、工作物の築造主及び土地の所有者をいう。
- (6) 後退線 後退用地等の敷地側の境界線をいう。
- (7) 舗装整備 後退線を明確にするとともに既存道路部分と平滑となるよう後退用地等の舗装を行い、通行に支障のない形態にすることをいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和歌山市狭あい道路の拡幅整備に係る協議に関する要綱（平成26年10月1日制定。以下「整備要綱」という。）第3条第4項に規定する狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の交付を受けた者
- (2) 市税の滞納がない者

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 次のいずれかに該当する整備を行うこと。
 - ア アスファルト舗装又はコンクリート舗装による舗装整備を行い、舗装の仕様を別表に定める仕様とすること。
 - イ 後退用地に既存道路部分と平滑となるようにコンクリート製の道路側溝を整備すること。
- (2) 後退用地等の前号に規定する整備の工事の完了時において、整備要綱第3条第5項に規定する後退線明示プレートを設置すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において後退用地等の前条第1号に規定する整備を行った面積1平方メートルにつき3,000円を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が

あるときは、これを切り捨てる。) 、第6条第2項第7号に規定する見積書の金額のうち後退用地等の前条第1号に規定する整備に伴う工事費に3分の2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)又は100,000円のいずれか少ない方の額とする。

(交付申請)

第6条 規則第3条の事業計画書及び収支予算書は、別記様式第1号によるものとする。

2 規則第3条の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 整備要綱第3条第4項に規定する狭あい道路拡幅整備協議結果通知書の写し
- (2) 市税の完納証明書
- (3) 後退用地等の第4条第1号に規定する整備に伴う図面
- (4) 誓約事項(別記様式第2号)
- (5) 委任状(代理人による申請の場合に限る。)
- (6) 後退用地等の現況の写真
- (7) 舗装整備工事費の見積書

(交付の条件)

第7条 市長は、規則第4条の規定による決定をする場合において、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金の申請をする建築主等は、規則第3条の交付の申請における工事期間(予定)にかかわらず、規則第6条の規定による補助金の交付決定後でなければ第4条第1号に規定する整備の工事に着手してはならない。
- (2) 前条第2項第4号の誓約事項を遵守すること。

(実績報告)

第8条 規則第12条の市長が別に定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 第4条第1号に規定する整備の施工前、施工中及び施工後のそれぞれ状況を確認できる写真
- (2) 実測図(求積図)

附 則

- 1 この要綱は、平成30年6月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の和歌山市狭あい道路整備補助金交付要綱の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別表(第4条関係)

舗装種別	路盤厚さ	舗装厚さ
アスファルト舗装	100ミリメートル以上	50ミリメートル以上
コンクリート舗装	100ミリメートル以上	100ミリメートル以上

事業計画書及び収支予算書
（狭あい道路拡幅整備事業）

年 月 日

住所
申請者 氏名
電話番号

< 狭あい道路拡幅整備の概要 >

- 1 所在地 和歌山市
- 2 後退用地等の面積 後退用地 m²
すみ切り用地 m²

< 狭あい道路拡幅整備計画 >

- 1 整備の方法 ・アスファルト舗装による舗装整備
・コンクリート舗装による舗装整備
・側溝整備

2 整備の施工業者

所在地 _____

名称 _____

電話番号 _____

3 工事期間（予定）

着手 _____ 年 月 日 から 完了 _____ 年 月 日 まで

4 収支予算

(1) 工事費

舗装整備に係る工事費 _____円

(2) 資金計画

資 金 の 内 容	金 額 (税 込)
狭あい道路拡幅整備事業補助金	① 円
自己資金	② 円
工事費総額(①+②)	円

（宛先）和歌山市長

誓 約 事 項

和歌山市狭あい道路拡幅整備補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

- 1 後退用地等内に建築物、門、塀等を建築せず、又は立木、生垣等の植栽（植栽鉢、プランター等の設置を含む。）をいたしません。
- 2 後退用地等は、緊急車両等の通行に支障のないよう道路状の形態を維持するとともに、後退用地等の維持管理に不十分な点がある場合は、和歌山市の指示に従います。
- 3 舗装整備後は、後退線の両端に後退表示プレートを設置し明示します。
- 4 狭あい道路中心線及び道路後退線については、本敷地に隣接し、及び対面する敷地の所有者との協議のうえ明示するものとし、本行為が原因で隣接し、及び対面する敷地の所有者等と紛争が生じた場合は、自らの責任においてその解決にあたります。
- 5 後退用地等の所有権を他に移転する場合等は、自らの責任において本誓約事項について説明し承継します。

年 月 日

申請者 住所 _____
〔自署又は 氏名 _____
記名押印〕